

扶養の認定に必要な書類

区分			添付書類		
			(非)課税証明書 (または在学証明)	住民票	被扶養者認定申立書
同居して いなくても よい人	父母	60～74歳	○ 年金受給者は 改定通知書の写し	○	○
		60歳未満	○	○	○
	配偶者		○	○	○
	子 (学生)	16歳以上	○	○	○
		16歳未満	—	○	—
	弟妹・孫	16歳以上	○	○	○
		16歳未満	—	○	○
	兄弟		○	○	○
同居して いなければ ならない人	義父母	60～74歳	○ 年金受給者は 改定通知書の写し	○	○
		60歳未満	○	○	○
	甥・姪	16歳以上	○	○	○
		16歳未満	—	○	○
	伯父・伯母 叔父・叔母	60～74歳	○ 年金受給者は 改定通知書の写し	○	○
		60歳未満	○	○	○

※出産、就職等で被扶養者の変更が生じた場合は、「健康保険被扶養者異動届」を健康保険組合へ提出してください。この場合、状況に応じた書類の添付をお願いすることがあります。